

(一社) 五泉市スポーツ協会 五泉市スポーツ団体 規程

第1章 総 則

第1条 この組織は五泉市内の各種スポーツ団体で構成された組織である。なお、この団体は定款第5条の会員とする。(各種スポーツ団体を以下スポーツ団体と称する。)

第2章 加 盟

第2条 加盟は一般社団法人五泉市スポーツ協会が指定する要件を備えたものとする。
2 加盟団体は、別に定める負担金を納入するものとする。

第3章 役 員

第3条 スポーツ団体に次の役員を置く。
(1) 委 員 各加盟団体より1名
2 役員の中から専門委員長および専門副委員長を選任する。

第4条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 役員に欠員が生じた場合は、ただちに欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第4章 専門委員会

第5条 役員はスポーツ団体の専門委員会を構成し、次の事項を協議し決定する。
(1) 事業計画、事業実施についての具体的な諸事項に関すること。
(2) 運営上緊急に議決する必要のある事項に関すること。
2 専門委員会は委員長が招集し、その議長となる。
3 必要に応じて事業実施のための実行委員会を組織する。

第6条 専門委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第5章 その他

第7条 この規程にない事項はすべて一般社団法人五泉市スポーツ協会定款によるものとする。

附 則 この規程は平成30年10月1日から施行する。